

亀田郷土地改良区 役員(理事)総選挙の実施について(お知らせ)

役員(理事)の任期満了(令和6年1月31日)に伴う総選挙を実施しますので、下記の通りお知らせいたします。

記

◇選挙日程

選挙公告	令和6年1月16日	新潟市役所本庁舎掲示場 新潟市中央区・江南区・東区役所掲示場 亀田郷土地改良区掲示場
立候補受付	令和6年1月16日・17日	亀田郷土地改良区(総務課)
候補者公告	令和6年1月18日	新潟市役所本庁舎掲示場 新潟市中央区・江南区・東区役所掲示場 亀田郷土地改良区掲示場
理事総選挙	令和6年1月24日	亀田郷土地改良区(大ホール)

◇選挙すべき理事の数

第一被選挙区(横越)	1人	第六被選挙区(鳥屋野)	1人
第二被選挙区(大江山)	1人	第七被選挙区(山潟)	1人
第三被選挙区(亀田)	1人	第八被選挙区(石山)	1人
第四被選挙区(両川)	1人	第九被選挙区(大形)	1人
第五被選挙区(曾野木)	1人		

◇立候補届出について

候補者になろうとする人は、亀田郷土地改良区地域課備え付けの届出書に必要事項を記入し、令和6年1月16日(火)・17日(水)の午前8時30分から午後5時までの間に亀田郷土地改良区総務課まで届け出てください。

◇選挙について

各被選挙区において立候補者が定数を超えたときは、臨時総代会において理事総選挙の投票を行い、当選人を決定します。

各被選挙区において立候補者が定数を超えなかったときは、投票を行わず、選挙会により当選人を決定します。

◇任期について

令和6年2月1日から令和8年1月31日まで(2年間)

なお、選挙のことについてご不明な点がございましたら、下記の事務局までお問い合わせ下さい。

令和5年12月

亀田郷土地改良区

事務局:総務課 TEL025-381-2131

(定款付属書) 亀田郷土地改良区役員選挙規程【抜粋】

(役員選挙)

第2条 役員は、各被選挙区につき、その区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

2 前項の規定による役員の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次のとおりとする。

被選挙区	被選挙区域	定数	被選挙区	被選挙区域	定数	被選挙区	被選挙区域	定数
第一区	(横越)	1人	第四区	(両川)	1人	第七区	(山潟)	1人
第二区	(大江山)	1人	第五区	(皆野木)	1人	第八区	(石山)	1人
第三区	(亀田)	1人	第六区	(鳥屋野)	1人	第九区	(大形)	1人
合 計								9人

3 被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地または被選挙人の住所による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が 2 以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地(当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地)の所在地による。

(候補者の立候補等の届出)

第15条 組合員でなければ、役員に立候補することができない。

2 役員に立候補しようとする者は、所属被選挙区の組合員 5 名以上の推薦人をもって当該選挙の期日の公告のあった日から 2 日間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。

3 この土地改良区は、役員候補者となった者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事又は監事の別を選挙の期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

4 役員候補者が立候補を辞退する場合は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

5 第3項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は役員候補者が死亡し、若しくは第17条の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第16条 その所属する被選挙区からでなければ役員に立候補することができない。

2 理事候補者となった者は、同時に監事候補者となることができず、監事候補者となった者は、同時に理事候補者となるできない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、役員候補者となるできない。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の数で有効投票の総数を除して得た数の 6 分の 1 以上の得票数がなければならない。

2 当選人を決めるに当たり、得票数が同じであるときは選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで決めるものとする。

(無投票の当選)

第19条 理事若しくは監事候補者の数がその選挙において選挙すべき理事若しくは監事の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該役員候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該役員候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければならない。